

第4回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年12月4日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年12月4日（金）午前11時25分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 佐々木雄司君 4 番 保田 守君 6 番 治徳 義明君
7 番 原田 素代君 10 番 北川 勝義君 13 番 岡崎 達義君
15 番 小田百合子君 17 番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 幹 黒田 未来君
主 査 青木 智彦君
- 7 協議事項 1) 市長への事情聴取
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第4回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を開催いたします。

まず、協議事項なんですけども、1番が市長への事情聴取ということになっております。ところが、市長はきょう出てこられません。といたしますのが、おとといの本会議の終了後、事務局を通して出席をしない旨の文書をいただきました。それで、そういうことでは委員会を招集して、その対応策を検討する時間もないので、お待ちしてますから4日は必ず出席してくださいというふうに申し上げました。それで、きのうのことです。今、説明したのがおとといのこと。そして、きのう1時前ぐらいに市長部局から事務局を通してファクスが私の家に送られてきました。このファクスもおとといの日に、一般質問の2日目の日です。12月2日にお話しした後に同じような内容でまたファクスをいただいているわけです。

それで、これはちょっと大事なことです。副委員長のほうで読み上げてもらいます。委員の皆様にはお手元に配付してると思いますが、12月3日付のきのうの午後1時前に私の家に入ったファクスの内容を……。

○副委員長（佐々木雄司君） ファクス。

○委員長（小田百合子君） はい、ファクスでうちに入りました。

○副委員長（佐々木雄司君） こっちのほうを読む、1日のほうじゃなくてこっちですか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） 改めましておはようございます。

今、委員長のほうからお話がありましたように、経緯といたしましてはそういった経緯でございます。改めて、私と委員長のほうで一番最初のときに市長室のほうにお邪魔をさせていただいて、そういうわけにいかないよというような内容もお伝えした中で、改めてこの翌日、3日の日にこういったような書類が出てきたということでもあります。出てきた書類につきまして、今から読み上げさせていただきます。

まず、右肩に赤総第353号、平成27年12月3日と記載されています。これは番号を打たれておりますから赤磐市発出の公文書であろうと、そういったぐあいに思われます。そして、左肩でございますけども、赤磐市議会議長金谷文則様ということで、すぐその下に赤磐市長友實武則、そして市長の公印が押されております。表題でございますけども、参考人出席要求書等についてということで表題がなされております。

それでは、今、内容につきまして読み上げさせていただきます。

平成27年11月27日付、赤市議第240号により参考人出席要求書の提出がありました。これを受けて平成27年12月1日付、赤総第349号により参考人出席要求書中の「4 意見を求める事項」の記載が概括的で判然としないため、より具体的な質問事項を記載した書面を請求した上で回答等を準備すべく、その延期を申し入れておりました。しかし、委員会の延期は認められ

なかったため、現状では当日の参考人質問において具体的にどのような質問が行われるのか判然としないことから、その場での責任ある回答ができないと考えております。また、参考人として申し述べるに当たっては、法的観点等からも綿密に検討する必要があると考えております。このようなことから、12月4日の委員会へは出席できませんので御了承ください。あわせて、平成27年11月27日付、赤市議第239号により委員会調査関係資料の請求がありましたが、上記と同様に検討した上で対応する必要があります。このため、時間をいただきたいので12月3日には提出できませんので御了承ください。

このような内容の文書が届いておりますので、皆様に御報告いたします。

○委員長（小田百合子君） ありがとうございます。

これについて、本来こういうことがあるとは夢にも思っておりませんでしたので、委員の皆様にご諮って、今後どうするかということをご協議したいと思っておりますけれども。

これは、最初の事情聴取ということで、証人喚問ではございません。証人喚問でないということは、要するにこういう形で断られたとしても、それは法的に何ら意味はないわけですね。例えば、証人喚問をお断りになれば、それを議会としては告発しなければならないというふうな法律になっておりますが、そうでない限り、これをどう扱うかは委員の皆様でこれから協議して決めていただきたいと思っております。

お手元に置いております、市長に意見を求める事項と執行部に提出を求める資料、要するに今市長が理由にされてる質問項目をもう少し細かくとか、それから概括的で判然としないためとかという理由をつけられましたものがこれです。これは、前回の委員会で皆さんで考えていただいた質問であり、執行部に提出を求めた資料です。こういうことで、直前になってそれができないという理由もこちらに言わせれば曖昧です。ここに出てきて、これこれこういうことで、要するに証人喚問でないから十分思いをしゃべっていただいても結構ですと初めから申し上げております。ですから、ここに今出てきてらしたら、これはまだ準備ができないとか、これはまだ答えられないとか、ここまでは答えられるとか、そういうふうなことをこの場に出てきておっしゃるべきだったと思うんですね。ですから、百条委員会たるものを重いものと受けとめておられないというところに大きな問題があると思うんです。それを皆さんも理解していただいて、今後どうするかということをご考えていただきたいと思っております。突然のことですので、考えておられない方もあると思っておりますけれども、副委員長と私はきのうの時点でわかっておりました。だけど、おとといはだめですよと申し入れをしておりました。

○副委員長（佐々木雄司君） ちょっと補足しましょうか。

○委員長（小田百合子君） 補足してもらえますか。

○副議長（岡崎達義君） 委員長、ちょっとよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 概括的で判然としないため、より具体的な質問事項を記載した書面

を請求した上で御回答を準備すべくと書かれていますよね。これ5まで読むとかなり具体的ですよ、これ、はっきり言って。これ以上の具体性を求めるというんだったら市長のほうからやはり委員長、副委員長に対してここはこういうふうな具体性を求めるということがあってしかるべきだと思うんです。それは、委員長、副委員長のほうでもう一度尋ねていただいて、例えば1について紹介者は誰かと、これはこれぐらい具体的なものはないですよ。この具体性をもっと具体的にしろという、その根拠とか、そういうのもやはり市長のほうに求めていくべきじゃないかなと思うんです。十分これで具体的だと思うんですけど。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） ほかの方を先に。

○委員（原田素代君） 大変がっかりしました。夕べ質問事項を細目にわたって準備をしてきたわけですから、土壇場でこういう形で対応されるっていうのは大変大きな不信感がどうしても出てしまいます。

一つお尋ねしたいんですけど、議会開会中ですが、ただいまは。12月1日と12月3日ということですけども、それぞれ1日、2日と一般質問の議会があって、なぜ議長宛ての文書なのかというのがわからない、要するに議員はいるわけですから。その場で正副委員長と御相談されるという姿勢のほうが、まだ誠意があると思います。

なぜ、きょう議長がここへ出席してないのか。要するに、今回この間に立った議長がどういう形で市長と話をされて、結果こういう文書が出るに至ったのか、それはやっぱり議長としてちゃんと報告すべきだと思います。議会が決めたことですから、この百条は。ですから、議長は当然そのことについて責任を持って、この間の経緯を説明すべきだとまず思います。まず、そこが一点と。

それから、私は岡崎委員がおっしゃったように、もうこれ以上の詳細はないですし、もっと言えば相手は職員といっても市長ですから、一部局の職員の方にこのことについてお尋ねするというのであれば、漠然とした質問事項だと困られると思いますけど、何せ当事者本人ですから。御本人が全て進めてきたことを、詳細がないと答えられないということは通常あり得ません。

それともう一つは、委員長がおっしゃったように、証人喚問ではないので、今回は。だから、あえて最初から証人喚問しなかったわけですから、私たちは。市長の思いをしっかりと語っていただく場として、まずそういう場をつくってから話を進めていきたいということは11月26日の確認ですから。それをこういう形で裏切られるというのは、非常に市長としては最悪の選択をされたなと思います。

一つは、議長については委員長のほうはどのようなふうにお話しされてるのかお尋ねします。

○委員長（小田百合子君） 今、指摘されて私も議長にはきょう出ていただこうと思っておりましたが、ちゃんと伝えてなかったのでもらっちゃいません。暫時休憩して議長の出席を要請

してまいります。

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○委員長（小田百合子君） 暫時休憩前に引き続き会議を開催します。

ただいま議長のほうに出席を要請しまして、正式に要請してなかったので、別に議長は外されてたわけじゃないんです。ちゃんと議長室におられましたので、求めに応じて出席していただきました。

○副委員長（佐々木雄司君） ありがとうございます。

○委員長（小田百合子君） それでは、先ほどの続きで、市長からの文書について。

○委員（治徳義明君） 先ほどの続きでよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、よろしいです。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。

○委員（治徳義明君） 議長が先。

○委員長（小田百合子君） いや、議長は今来たばかりで何を言われてるかわからないんです。ですから……。

○委員（原田素代君） 私がまとめて説明します。

○委員長（小田百合子君） じゃあもう一回言ってください。

○委員（原田素代君） はい、委員長、原田です。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） きょう今初めて見せていただきました、書類を。12月1日と12月3日に議長宛てに市長が文書を出されてるということを聞きました。議長としては、1日と3日はどういう形で市長とお話をされているのか、要するに議会として決まった百条委員会で、26日の段階できょうは市長を参考人としてお話を聞くということは議長も当然わかってらっしゃったはずですよ、わかってらっしゃいましたよね。え、わかってらっしゃいましたよね。いや、いいです。

○議長（金谷文則君） 委員長、相對してじゃないんで、相對じゃないんでお願いします。

○委員（原田素代君） いや、そういう問題じゃない。

○委員長（小田百合子君） じゃあ、議長……。

○委員（原田素代君） いや、ですから、わかってらっしゃったはずですから、こういう1日や3日の2度の文書に対して、議長としては市長に対してどういうふうにお話しされたかをお聞きしたいということをお願いしました。

以上です。

○委員長（小田百合子君） 議長、発言をお願いします。

○議長（金谷文則君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、金谷議長。

○議長（金谷文則君） 先ほどの原田委員のほうからおっしゃられました執行部からの出席についてのペーパーが2枚来たということについて、これにつきましては副議長にも相談をした中で、ここの委員会の委員長である小田さんのほうへこういうものがありましたということで御連絡を申し上げておる次第です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） いや、私がお尋ねしたかったのは、要するに議長宛てにこの文書が来てらっしゃるわけですから、議長として市長に対して何か一言お話しされるべきだろうと、私は思うんです。いやいや、あなたは誠実に対応するとおっしゃってるんだからぜひ出席してくださいと、そういうお話はされてないのですか。

○議長（金谷文則君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、議長。

○議長（金谷文則君） 今、原田さんがおっしゃいましたんですが、一応この文書でいただいて、参考人で出席という要請があったんだけど、いろいろ精査をしたいのと、それからいろいろ準備をしたいということでこういう欠席の届けを出させていただきましたと、御理解くださいということでしたので、それは当然しっかりしたものを答弁をしていただいて間違いのないようにしてもらうためには必要であろうかなというふうに解釈をして、副議長それからこの委員長さんのほうにお話をしたという次第です。

以上です。

○委員長（小田百合子君） ちょっと私のほうから確認したいんですけども。

議長は、このペーパーがまず議長宛てに議長のところに来たわけですけども、それでいいだろうというふうに、委員会よりも先に判断をなさったわけですか。

○議長（金谷文則君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、金谷議長。

○議長（金谷文則君） 私が判断をしたわけではなくて、議長宛てに来ましたのでそれを委員長のほうにすぐお出しをするようにということで回らせていただいたという次第です。

○委員長（小田百合子君） わかりました。そういうことで、12月2日の一般質問が済んだ、もうみんなが帰ってしまうような時間に議長室に議長、副議長、局長といらっしやいまして、私と副委員長が入って行って話を聞きました。そして、それはそういうことはできないと、急遽委員会で決めたことを委員会に諮らずしてそれでいいですよというわけにはいきませんと、その足で市長室に行って必ず出てくださいと、かなり厳しいことを言いました。だけど、証人喚問ではないから、質問に答えるだけじゃなくて自分の御意見も十分言っていたらいいように

事情聴取という形をとってますから、何とかして出てくださいと、欠席ということは認められませんと委員会として2人で申し上げました。そしたらきのう、きのうのファクスも私の家に昼を過ぎてから来てるんですよ。当然、議長を通してのことですけども、議長がいつの時点で私の家のほうに、事務局を通じてですけども、ファクスをするというふうな判断をなさったんですかね。

○議長（金谷文則君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、議長。

○議長（金谷文則君） 私のほうもちょうど昼前に事務局のほうから連絡をもらって、委員長は、きのうですから翌日にこの委員会があるので、直ちに委員長のほうへこういう内容のが来たということをしすぐ連絡をしてくださいということでファクス、私も出ておりましたので、私の家、それから副議長、それから委員長のところへすぐ、どういうものなのか送ってくださいということで連絡をして、多分それが昼ごろになったんだろうと思います。

○委員長（小田百合子君） 1時ちょっと前に連絡がありました。とにかく、ファクスをいただきますという局長のお電話でしたけれども。

改めて、市長室にまで行ってそれはなりませんって言うておいたのに、紙切れ一枚を委員長の自宅に送りつけてきて、それで欠席ができるというふうに解釈してらっしゃるんでしたら、これは私も大いに憤慨します。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長、あ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田さん。

○委員（原田素代君） このことについて、最後ですけど。

私は、やっぱり議長に対して、もうちょっときちんと、毅然とした対応をしていただきたかったなっていうのが非常に悔やまれています。要するに、これは本来だったら私は委員長宛てにファクスが来てもいいんだろうと思うんですよ、百条委員会は独立した特別委員会ですから。それをあえて金谷議長宛てに送ってきてるわけですよね。

ですから、それはきちっと議長として受けていただくんなら、議長としてのきちんとした誠実に求めることぐらいおっしゃっても当然だと思います。そこが、私としては非常に不満です。

以上です。

○委員（北川勝義君） よろしいか。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 過去に、ここに皆さんおられる中で、つるし上げが好きなのかやるのが好きなんかわからん、百条委員会というのをやられて、僕じゃなかった、僕は証人喚問で出席せえというて、いろいろ事情がありまして、警察、裁判所いろいろあって、やっと静まり返ったのに、余り騒がんほうがあえんじゃねんかとかという御意見があったり、いろんなのがあ

って、私は初代市長の荒嶋さんが出席してなかったんで、私も出席しませんでした。そしたら、いろいろ処置しましたが、いろいろなりました。その中で、これと同じことをやりよんと思うんですけど、もっと激しいことやりよんんですけど、僕は初めから執行権の介入じゃと思うとる。しかし、議会で決まったことは尊重しなきゃいけないから出させていただいて、私も委員長の立場で出させてさせていただいております。中には、委員長は出るべきじゃないと言われた人も議会の中にはおりますけども、委員会では満場一致で出てくれというんで出させてもうとんですけど。その中で、あえて言わせてもらいましたら、この委員会について参考人が出るのが嫌じゃったんじゃから、例えば内容がどうこうじゃのうて。僕は、半分は岡崎副議長の言われたことがわかる、これでわかるんじゃねえか言うけど、何か聞きょうりゃ、やっちゃるんじゃ質問せにゃおえんじゃ、だあだあ言よったら、これが参考人でも後に残ることですから、やっぱり市長のほうも慎重に構えられと思うんですよ、一言一言が違うちゃおえんから。別に、責めちやるとかという話じゃのうて、解明していくの。ただ、副議長が言われた紹介者は誰かというたら簡単な、もうこんだけのわかりやすいことを聞いとんじゃけど、もうちょっとそこらがやっぱり向こうもそういう対応があったんじゃねえかと思うんで。参考人じゃったらだめじゃったらということで今なっとんで、委員長の言われよる委員長侮辱じゃねえ、ちょっと言葉訂正してください。例えば、言い方はそうとれる場合もありますわな。僕も大体薄々聞きょうて、やらんのにじゃったら来る必要、僕もきょうは耳やいろいろある、医者ばあ行かにゃおえんの、と思うたりしたんですけど。結果するんじゃったら参考人というようなことをやって、皆さん参考人で聞きゃええじゃねえか言うたんじゃけど、参考人じゃのうて証人喚問すりゃええんじゃねえですか、それでやって片いきゃええじゃねえですか。いろいろああじゃこうじゃというて、つけ加えてこれもあれもというて、最初から副議長も我々も皆1から5項目をやるということになっとんじゃから、証人喚問をやりゃええんですから、そうしたらもう簡単に。証人喚問やって出てこなんだから、参考人で出なんだから、準備ができなんだからどうのこうのという話もちよっとなと思うたんが、僕もちよっとあった。

それからもう一点は、議会の会期中じゃからわからんのというて、議会の会期中というのはどこでも一般的に言うたら議会へ集中せにゃおえんことなん、この特別委員会、百条がどうこうじゃのうて、やはり一般質問とか質疑とか、それから新しい中で、この間もどなたか知りませんが否決するかもしれんぞ、修正案が出るかもしれんぞというたら、その修正案が出ないようにどねえやってやりゃええかいろいろ執行部は考える。肩を持ちよんじゃないですよ、思うんで。そういうこともあるんで、あえて言わせてもろうたらもうこういうのはナンセンスかもしれんですけど、参考人出席じゃのうて証人喚問をやりゃええんじゃねえかと思うとります。それじゃったら出てこにゃ仕方がないという、権限というたらおかしいですけど、これがそれでしたらそのときの手続はとりゃよろしいし……。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） これじゃとれないんで、ああじゃこうじゃ、ここで小田原評定する必要はねんじゃねえかなと、私は……。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

○委員（北川勝義君） もちろん、これは委員長と副委員長にお任せする言うたら、もう大体任せとんじゃから、委員長、副委員長がどういうことでやるとかという考えで僕はえんじゃねえかなと思うて。もしそれでQアンドAがわかりにきいというんじゃったら、さっき岡崎委員が言われた話の、議長の言ようこともようわかるん、委員長、副委員長が何が聞きてえんですかというて、キャッチボールしてもらいてえと思うんです、本当の話をしたら。

○委員長（小田百合子君） きょうがその機会だったわけです。

○委員（北川勝義君） いやいや、今公的じゃけど、公的じゃのうて、もしわからなんだときに……。

○副委員長（佐々木雄司君） もうちょっと短くまとめられたら。

○委員（北川勝義君） していただきてえと思う。

それと、議長に責任があるように言われよるけど、別に議長の肩を持つわけじゃねえけど、提出というのは僕は特別委員会だろうとどこであろうと、ただ委員会じゃなかって、議長のほうへ提出すべきじゃねえかなと思うた。これがちょっとわからんのんで、事務局のほうでこれが議長宛てに出すんがえかったんか、委員長宛てがえかったんか、ちょっとそこのところは疑問点があるんで、ちょっと教えてください。

以上です。

○委員長（小田百合子君） 北川委員にちょっとだけお答えします。

議長を通すようになっております。

○委員（北川勝義君） じゃあな。

○委員長（小田百合子君） 出すときも、市長から受けるときも。そういうことです。

○委員（原田素代君） 委員長、ちょっと今の発言について一言だけ言わせてください。

いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） 前も言ってくださってたので、北川委員が。2度目なのでちょっと確認したいんですけど、百条委員会は執行権の介入というふうにおっしゃるけど、そうじゃないですよ。百条調査権には、要するに国会の国政調査権と同じ性格を持っているということを私たちは一番最初に確認してると思うので、いわゆる執行権の介入という言葉は今後は使わないでいただきたいなと思ってます。

○委員長（小田百合子君） それもう切りがありませんので、やりとりしてると。

○委員（北川勝義君） ちょっと委員長。

○委員長（小田百合子君） その前に治徳委員がずっと手を挙げられておりますから。

○委員（北川勝義君） 委員長、説明だけしとかなんだらおえん。

○委員長（小田百合子君） 手短に。

○委員（北川勝義君） 僕は最初から何回も言う、それはこの事態やること自体が執行権の介入、百条委員会を介入と言よんじゃねんですよ、こういうことの事業をすることには介入になると、私は議員としてそうととるから……。

○委員（原田素代君） そうじゃないって書いてあるんです。

○委員（北川勝義君） 委員長、ちょっとルール守られと教えちゃってください。

だから、今言わせてもらよる、この委員会の中で委員長に僕は相対である必要はないんで、委員長に言わせてもらう。そういうことが、私はそうととるといふ、しかし議会で決まったことについては賛同して出ておりますといふことを言よんで。それについて、ああじゃこうじゃ、わからんじゃったらさっきも言うたように、それをやめなさいとか、やめるのは人の権限を押しつける話じゃねんで、といふことを言いたかった。

それから、もちろんさっきも言うた参考人についておえんのじゃったらやりゃええ、それから今確認とったら議長宛てに来るといふこういう文書が正しいといふことがわかったんで、執行部のほうが配慮がなかったんかもしれん、委員長に対して。今ちょっとそう思うたんで、そのことについては私もわかっおりますけど、わかってあえて意見として言わせていただいとんで誤解のないように。

○委員長（小田百合子君） 北川委員からは、御意見として証人喚問にすればどうかといふ御意見が出ております。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） よろしいですか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（治徳義明君） 百条委員会が改めて成立しましたんで、私としては1からお聞きしたいというのが望みであります。百条委員会も5項目に対して調査をするといふことで、それで私は反対させていただきましたけれども、多数決で決まったんで、法的云々じゃなしに、1年数カ月議論をした中の内容を、改めて1から5について説明を求めたいんで、来年の6月までといふようなお話もあるんで、もし市長が慎重になられるのも気持ちとしてはわかりますんで、1から5の説明をとりあえず求めて、その次の委員会で質疑にといふふうな形はとれないんでしょうか。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） ちょっと確認させてもらいます。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（小田百合子君） 治徳委員がおっしゃってるのは、もう一回きょうのような機会を

つくって、その次からということですか、質疑は。

○委員（治徳義明君） 要は、百条委員会が立ち上がったわけですから、市民の皆さんもたくさんきょうも傍聴に来られてますけれども、1年数カ月にわたっているんな議論がされてきた中を法的云々じゃなしに、それに基づいて1から5の項目で調査しますということですので、この問題に対して市長のほうから説明をいただいて、先ほど言いましたように、市長も慎重になられるのは百条委員会という重たいもので、法的云々というのがあるんでしょうけども、とりあえず説明をいただいて、そのときにはもう質疑をしないということで、その次の委員会で質疑をすれば問題はないんじゃないでしょうか。とりあえず説明いただくというのが、1から5項目に対してで百条委員会が立ち上がったわけですから、この5項目の説明をとりあえずしていただくというのが先決じゃないのかなと思うんですけど。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 私は、きょう5項目の中の最初からこの接点の紹介者は誰かということとずっと委員会でも議場でも皆さんが市長に問いただして、彼は一番ネックの部分を含めて今まで一言も語ってないんですよ。だから、5項目の中の1番になつとる、きょうはこれをはっきり聞きたいと思って来たんですけども。ここへ書いとる項目というのは、たしか岡崎さんが言われたように我々にとっては必要な事項をここへ、疑問に思うことを書いてます。これを協定でも、それから協賛金についても、事務的なことでも一部について語れというんなら事実が見えてきません。やっぱり、これはこれで十分だと思うのと、それから市長は最初からちょっと独断専行で映画についてはずっとやってきて闇の部分が多いです。それを他の者に語れえというてもできんわけですから、彼が自分でやってきた部分のことを尋ねて、つるし上げでも何でもありません。私は本当のことが知りたい。だから、もう一回私はこれを謙虚に受けとめてもらって、説明していただくべきだと思います。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） ちょっとお待ちください。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、保田委員言われるように、1回で終わる百条委員会じゃないんで、とりあえず1から5まで、これで百条委員会が立ち上がったわけですから、これについてしっかり説明を再度、もちろん議事録等もいただきましたけれども、なかなか全て読み切れませんし、きょう議論してきたことをかいつまんで5項目きちっと説明、質疑はそれ以降でも構わないのではないかと私個人的に思うんですけど。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） ちょっと、佐々木委員が随分待っておられるんで、佐々木委員。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません。委員長が冒頭にさせていただいた説明に補足を加

えれば、今皆さんにさせていただいてる議論、ある程度方向性というか光が見えるのではないかなと思ったりいたします。

まず、本議会一般質問の2日目が終わりました、議長のほうから来てくださいということで、私と委員長のほうで議長室に行って、この赤総第349号という1日のほうにいただいた書類のほうを見ました。内容を見ましたら、概括的で判然としないであるとか、時間的に暇がないというような内容で、出席を拒む考えをお持ちだということでありましたので、委員長と2人で市長室に行きました。行きまして、この概括的で判然としないというのは何でありますかというような話の中で、そもそも論として私が市長のほうへお伝えしたのは、質問の項目というのは、治徳委員がおっしゃられるように1から5までのものなんですと、今回はそれをよりよくわかっただけのように丁寧に書かせていただいているだけのことでですから。ですから、1から5までのものについてお尋ねをするわけですから、どうぞいらしてくださいと。そもそも百条委員会の性質として、御質問の内容を市長に与えて事前通告するような制度にもなっておりませんと、1から5の内容のものについてお尋ねするということが書かれているわけですから、1から5のものに関してお尋ねするんですと、これ以上のものでもこれ以下のものでもなくて、これが不十分だというのであれば、これからもこれは不十分なんですよということになります。なら、このままこれ以上のものはないわけですから、さらに丁寧にすることもないですし、百条委員会として1から5までの項目が決まっているんですから、この中で説明いただくよりほかないんです。その中身にこんなことを聞きますよ、あんなことを聞きますよということ自体も市長のほうに伝えてあげる必要もないんです。この1から5項目のものが不十分なんだということであれば、これからも来ないんですかということじゃないですか、それがまず第1点。

もう一つ、市長のほうとあと原田総合政策部長のほうが同席されていらっしゃるんですけども、その中で資料のお話をされましたから、いや市長そうではないよと、その資料を我々は手にして、資料に基づいて市長にお尋ねするわけじゃないんですと、それとこれは別のものがありますから、資料が整わないから行かないというような言いわけは成り立ちませんよというようなこともその場で伝えさせていただいたんです。それで、いずれにしてもお断りいただくような理由とは、これは認められませんので、市長来てくださいねということをお断りいただく理由としてお話をして帰らせていただいたら、翌日にこの3日のものが改めて出たということですから。これはもう本当に悪質と、私は言わざるを得ない状況だと思っております。ですから、そういったような内容を含めていただいて、百条委員会というようなものの内容を市長にちゃんと伝えたと、内容については事細かく市長のほうにお尋ねするようなそういったものでもないですし、またこういった資料ですけども、お断りするときの書類です、こういったようなものを通知をしていただくというようなルールもないですよ。ですから、こういったものを出せば来なくてもいいというようなルールは存在しないですよということも、改めてあそこの場で伝

えています。ルールがないにもかかわらず、こういった書類を1枚出してきて、じゃあこれでいいんだという気になっているのであれば、私は大間違いだと思います。誰もこのルール決めてないでしょ。出れないときには書面で通知してくださいというルールは存在しないんです。来るか来ないかなんです、要求をかけてるんですから。最初に、委員長のほうもお話しされましたけども、もしこういったような理由があるのであれば、ここにお越しになられてそのことを告げてお帰りになられるべきです。そのところすらもおできにならないということは、マスコミさんとかもきょうたくさんいらっしゃってますけども、この方々に対して真摯に向き合うんだと、この委員会については、それをきょうの時点でもうその約束を破ってる、市民に対して説明している内容をもう既にこの時点で私は破っていると、こういったぐあいになっておりました、声を聞いていただいてわかりますけど、きょう声を張ってると思いますんで、ちょっと怒り心頭になってますけど、私。

○委員長（小田百合子君） よろしいか。

○副委員長（佐々木雄司君） そういうことです。

○委員長（小田百合子君） よろしいか。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 委員長、副委員長の怒りもごもつともだとは思いますが、ここはやっぱり緩やかに考えて、もう一度参考人質疑として市長にここへ来ていろいろ説明を伺うという、ちょっとゆとりを持った気持ちで来てもらったらどうですか。怒ってれば向こうもやっぱりとがってくるでしょうし、怒りと怒りがぶつかればいい考えも浮かんでこないと思いますので、ぜひそこらあたりは緩やかな気持ちで、おおらかな気持ちでぜひ、ちょっと余裕を与えて次の参考人の招致をしてもらいたいと思います。

○委員長（小田百合子君） 済いません、先に原田委員でした。

はい。

○委員（原田素代君） 怒りではないのです。あきれってます。要するに、この間何度も……。

○委員長（小田百合子君） 手短になさってくださいね、感情論になりますから。

○委員（原田素代君） 手短です。

だから、決して怒りと怒りがぶつかるとか、つるし上げるなどという言葉も出ましたけど、非常に不適切な言葉だと思うんです。委員長、それは整理していただきたいという。

あきれっていてこの間何度、ましてたしか佐々木議員の一般質問のときに、僕には何の後ろめたさもなく誠実に対応されるとおっしゃってた、誠実に対応するのがこのことかと、きょうの準備までみんなして、突然その日になって来てないということがわかるというのは、これはもう怒りではなくてあきれ、誠実さのかけらも感じられない、そういうことがまずここで確認された上で、じゃあ次どうしますかという議論になっていただきたいと思ってます。

○委員長（小田百合子君） はい、じゃあ治徳委員。

○委員（治徳義明君） いろいろあるんでしょうけども、とりあえず岡崎副議長が言われたように、1から5までを説明していただかないと、もう百条委員会が始まらないんで、その辺は考慮して参考人として呼んで、もし本当にその場で、それは逆に言えば、市長のほうも慎重になられるのはお気持ちもわかりますんで、もしあれであれば、とりあえず1から5までをお聞きするというので、法的とか云々じゃない、1年半議論したことを集約して説明してくださいという話なんで、とりあえずしていただけるんじゃないかと思う。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） 手短にお願いします、原田委員。

○委員（原田素代君） その場がきょうだったわけですよ。その場がきょうなのに来ないんですよ、それも申し入れまでして。だから、そこが問題だということを私は思っています。

○委員長（小田百合子君） 私もそう思います。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 私もまさに同感で、これが間に私と委員長が市長室に行ってお話をしていないんであればおっしゃられることわかります。書類をいただいて、内容のほうはそういうことではありませんよと、百条委員会というものはどうであるのか、そういった中でこういったお話もされていらっしやいました。不用意な発言をしたら困るような方が出てくるかもしれない。不用意な発言をすると市役所のほうに損害賠償請求等々が起こってくる可能性があるんで、慎重に発言しなければいけないと、こういったぐあいにおっしゃられるんです。でも、それは市役所のほうの話であって、この百条委員会の話ではないんです。百条委員会は、国のほうから赤磐市という行政を精査するよという事で与えられているもので、国の法律の中で運用されている出来事であります。その法律が目の前にあるにもかかわらず、その法律を見ずして御自身たちの都合を優先するという事もできませんよということもはっきりと伝えていきます。そここのところで大分時間をかけて市長ともお話をした上で、改めて来られないということですから、先ほども言いましたけども悪質なんです、これは。であればどうしますかということですよ。

もう一点、この書類の提出、これは求めているんですけども、この書類の提出に関しましては、これは百条委員会として書類の提出をしているものでありまして、やむを得ない理由なくこれを拒んではならないという百条に抵触します。これについて、これから告発しなければならないということになっているんですが、猶予を持たすのか、それとも告発に踏み切るのか、皆さんに議論いただかなければこの書類の面は行かなければいけないと思います。市長のものに関しては証人喚問じゃありませんから、これは告発の部類には当たらないと思うんですが、この書類のものに関してはもう既に当たっておりますので、これをどうするのか皆さんに御議論いただく必要があると思うんですが、委員長いかがでしょうか。

○委員長（小田百合子君） 提出を求めた資料は3日が期限になっておりました。ですから、日を延ばすということはしてさしあげてもいいと思うんです。全部そろわないと出せないというんじゃないくて、出せるものから先に出していただきたいと、それも言っております。

ごめんなさい、風邪引きましたんで……。

○副委員長（佐々木雄司君） ちょっと休憩とりますか、大丈夫ですか。

○委員長（小田百合子君） ちょっと、では11時に再開します。

午前10時44分 休憩

午前10時57分 再開

○委員長（小田百合子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどは大変失礼をいたしました。

この後、皆さんの御意見は大体出尽くしたと思いますので、どうしてもというものがあれば今おっしゃってくださって、そこで一旦次に入ろうと思います。

もうありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） 皆さんの御意見を十分踏まえた上で次の委員会の準備をしたいと思いますが、ここでどうしても決めなければならないのが、次を証人喚問にするか、もしくはきょうのように参考人として事情の聴取をするかというどちらにするかを皆さんで決めていただきたいと思います。その点に絞って議論していただきたいと思います。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） もう一度参考人として呼んでいただければいいと思います。証人喚問というまたいろいろ準備が大変だとかという口実にもなりかねませんので、参考人だったらそのまま出てきていただいて、いろいろここに5項目上げてる中で具体的に質問ができると思いますので、そのほうがいいと思います。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕は、何で証人喚問をやれというて言うたのは、参考人できょうこへ出てなかったから、悪いから悪いからと責任論ばあやるから、責任論やっても前へ進まんから、それやったら証人喚問したらどうですかと。僕らも出ていて、ええ悪いは別ので、過去のことは別としてやられるんじゃないけど、やっぱりわかりやすくしてなかったら、さっき岡崎委員が言われた証人喚問になったら正式にぴちぴちっと、今、副委員長のほうはその書類は要らんのじゃ言うけど、やっぱり回答をもらおうと思うたら質疑を出して答弁をもらうのと同じようなことがあるんじゃないかと思うんで、もしできるんじゃないかというふうなことで、もう一遍はチャンスをやるとかという言葉は悪い、チャンスという言葉は悪い、準備があるんで、僕はたまたまきょう会期中じゃから難しいんじゃないかと思うんで、僕の頭では思ってたんで、今言われるんで、治徳さんも言われた、参考人でやるんじゃないかやったらやって、時間も手短かに聞いてえと

このをやっていたきゃえんじゃねんかなど。ただ、1個だけ再度確認しときてえんが、1から5項目をやるということで決まってきたんで、それは資格審査にしても道をそれてほしゅうねえということと言ゆるだけで別にえんですけど、この中のをやるときに、1をやったけんもう2をやる3をやる、こう順番じゃのうて、1をやりようても3が絡んでくる場合があると思うんで、一緒にこれ、例えば佐々木副委員長が1を聞いて済みましたと、2、3になりようと、僕は今度はまた1が聞きてえという場合があるでしょ、戻る場合。そういう場合を総合的に判断してもらいてえと思うんですよ。順番に1をやった2をやった、1は終わりましたよじゃなしに……。

○委員長（小田百合子君） それはしません。

○委員（北川勝義君） せんのもんじゃな。そこのところで、もしそれで……。

○委員長（小田百合子君） 要するに、1から5までの分で皆さんが……。

○委員（北川勝義君） 全体の総括的にやっていただけるといことですな。

○委員長（小田百合子君） まず、説明を市長にさせていただいて、皆さんから……。

○委員（北川勝義君） それじゃったら、先ほど言うた責任問題やこどうのは抜きでいくんじや、参考人でええと思います。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません委員長、ちょっと気になりました。ごめんなさい。

○委員長（小田百合子君） ちょっと委員の方から先に。原田委員……。

○副委員長（佐々木雄司君） ちょっと補足で1から5までが、何の1から5までなのか整理しとかなないと、ちょっといけないと……。

○委員長（小田百合子君） ここに書いてあるとおりですよ。

○副委員長（佐々木雄司君） 違うと思います。

はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 今、1から5まで1から5までというような言い方をしているんですが、実は1から5というのが2つあります。どれとどれなのかといいましたら、前回の委員会でこういったことを聞きましょうということを決めた皆さんのお手元にある市長に意見を求める事項としての1から5ともう一個、議決をとった項目の1から5までというものがあるんです、そうですね。そのもととなっているのが議決をとった1から5というものの中で、その1から5までの中で特に何を聞きたいですかということが出てきているのが皆さんのお手元にある資料です。ですから、この内容というものは、特に聞きたいですよということで皆さんがお話しになられている1から5ですから、これに従ってやるということではなくて、もう一個大もとの議決をとった1から5というところの部分で話を進めていかなければ、どっちがどうなんですかということになった場合に困るので、ちょっと一回整理しときたいなというところでありました。済いません、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。じゃあ原田委員、どうぞ。

○委員（原田素代君） 私はとにかく証人喚問しかないと思います。一度ここでこういう形で対応されてるわけですから、もう一度私たちが要請するという話にはなりません。百条の重さというのは十分わかってらっしゃるのを前提に進めるわけですから、証人喚問に切りかえたいと思います。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 私は岡崎副議長さんと一緒に、もう一度参考人をすべきだというふうを考えます。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 私も同じように思います。そして、次の参考人で来ていただいたときにはとりあえず市長の説明を、こっちがどっどどどやり合うんじゃないしに、一回市長が自分でまとめてきたものを聞いてみたいなど、そういう会があってもいいんじゃないかなと、治徳さんが言われたようなことを思っています。

○副委員長（佐々木雄司君） では、私、いいですか。

はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 私は、一番最初に12月1日に書類をいただいて、委員長と2人で市長室に行って、市長と約1時間近いお話をさせていただきました。そういった中で、十分質問の項目というようなものについての説明も差し上げましたし、あちらのほうは何の準備が必要だということについておっしゃられてるかということについてもお聞きしたつもりです。それに対しまして、先ほども言いましたけども、市役所の都合ではなくて委員会としてもう出ている話ですから、都合はあるんでしょうけども、それは都合として認めるわけにもいかないんで来てくださいねということは申し上げたんです。にもかかわらず、来ていただけないということは、悪質とか云々というよりはやっぱり来ていただくつもりが、別に法的拘束力がないから行かなくていいぐらいに思われていらっしゃるのかなと思うようなところがあります。ですので、私は証人喚問のほうを求めていくべきだと思いますし、これ以上の1から5項目、議題になっている1から5項目ですよ、これ以上のものというのはないわけですから、これに従ってお話を聞かせていただければいいんじゃないかなと。これが内容がわからないというのは話が違うんだろうと、概括的で判然としないとは言えないことだと思うので、来ていただいてこの5項目についてお話ししていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（小田百合子君） 大体意見が出ましたけれども、私の考えも一応述べさせていただきます。

きます。

この市長に意見を求める事項という5項目は、要するに参考人として事情を聴取するという形に合った質問項目だと思うんです。だから、これは証人喚問として質問をするのには少し無駄があると思うんです。証人喚問であれば、もっとイエスかノーかという形の質問になってくるわけですから、だからその前にとということで、こちらとしてはなるべく市長の意見も聞いてあげた上でやりましょうという気持ちでやってるわけですから。残念ですけども、私はもう一回だけ譲って市長にちゃんと出てきて、きょうのかわりの日を説明に使っていただきたいと、そういうふうに思いますけどいかがでしょうか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そこまで皆さんがそういう意向でしたら従いますが、要するに保証はないわけですね、今回こうやって否定してきたわけですから。ですから、次回も同じように要請して市長が出席しなかった場合、そのことも想定していただきたいなど。もし、もう一度参考人として扱うのであれば。大変重いことですよ、百条委員会が呼んだのに来ないということは……。

○委員長（小田百合子君） わかっております。

○委員（原田素代君） だから、そこはやっぱり十分……。

○委員長（小田百合子君） 一番よくわかっております、私が。

○委員（原田素代君） 検討してください。

○委員長（小田百合子君） はい。

ですから、一応今私が言いましたように、再度証人喚問でない形の事情聴取ということを見せていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） じゃあそのように決めさせていただきます。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） その場合、今原田委員がおっしゃられたように、応じていただけなかったときにどうするのかというところを、ここでちょっと確認をしておいていただきたいんですが。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。

きょうたった今決めておいて、それがどうなるかというのがわかった上で市長がまた欠席したらどうしますか。

○委員（北川勝義君） そんなことは……。

○委員長（小田百合子君） いや、あり得ますから。

○委員（北川勝義君） そんなことは言ようらん。

○委員長（小田百合子君） だから、今決めるわけにはいかないと思います。万が一もし出てこなかったらそのときは……。

○委員（北川勝義君） 参考人じゃのうて証人喚問せえということ。

○委員長（小田百合子君） そういうことになります。

○委員（原田素代君） じゃあ、だから証人喚問に切りかえてください、出ないということがわかったら。

○委員長（小田百合子君） それは途中からはできません。

○委員（原田素代君） だから、そういう条件をつけて申し入れはできないですか。

○委員長（小田百合子君） いやいや、22日に出てこられなかったり、ちゃんと話をしていただけなかったら、次に証人喚問をするしかありません。

○副委員長（佐々木雄司君） もう一回延びるということじゃな。

○委員長（小田百合子君） その後も、1月の日程も2日間とっておりますからできます。証人喚問には十分な準備が必要なんです。

○副議長（岡崎達義君） ちょっと簡単に。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 参考人にしろ証人喚問にしろ、片面では出てくる人の権利というのを主張できる場になるわけですから、だから仮に参考人で市長が出てこられないということになりますと、次に、自分が弁明する場がなくなってしまうわけですから、それは市長にとって実に不利益なことになります。ですから、そこらあたりは市長としての地位、あるいは人間としての考え方というのを信用してあげる以外ないんじゃないですか。そこまで余り追い詰めたようなことをしないで、やはり市長の立場というのも信じてあげて、出てきてくださるようにならざるを得ないんじゃないかなとは私は思います。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 岡崎委員がおっしゃられたのはごもっともな意見で、それはもう大前提の上だと思います。ここにそろっているのは紳士、淑女の面々でありまして、それはもう十二分わかった上での話です。その上でどうするのかという議論の中ですから、任務を国民から百条委員会は地方自治法100条というものの、109条、127条いろんな関係する法律です、付与されているわけです、付託を受けているわけです。そのお仕事をやる中で、リラックスしてとかというよりは、その仕事を完全にやり切るためのベストを私は尽くしていかなければ納税者に対して申しわけないと、こういったぐあいに思っている一人なんです、私はベストを

尽くしたいと思っております。

○委員長（小田百合子君） それでは、その他に入ります。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員どうぞ。

○副議長（岡崎達義君） 百条委員会に至った経緯についてなんですけど、私が忙しかったものでなかなか確認できなかったんですけど、この中でちょっと事実関係に間違いがありますので指摘しときたいと思います。

経緯の中の3枚目です。

3枚目の地方財政法第4条の5によりますと、優位な地位を利用してというのがありますが、これは4条5の中には優位な地位を利用してというのはないんです。これ括弧が外れてればこういう言い回しも許されるかなと思うんですけど、厳密に引用したような形で括弧を入れてますので、この優位な地位を利用してというのは地財法の4条の5にはありませんので、これは何らかの形で削除していただきたいということ。

それから、その真ん中あたりの、また本市条例には職員の倫理規程が施行されていますということで、副市長の件について書かれていますが、倫理規程の中では職員というものを定義して、職員は一般職だということになってるんです。としますと、副市長は一般職ではありませんので、この規程には当たってこないということ。

それから、その後4行先ぐらいに、法令違反並びに条例違反ということになっておりますが、倫理規程は訓令ですので条例ではありませんので、ここも厳密に訓令という形で直していただきたいなど、そういうふうに思います。

○副委員長（佐々木雄司君） それちょっと僕のほうで、作成者が答えます。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副委員長（佐々木雄司君） 御指摘ありがとうございました。

おっしゃられるように、地方財政法4条の5の部分です。この括弧書きのところはまさに、この4条5というのはそういう類のことを書かれてますと、趣旨のことが書かれておりますというところを説明しているだけですから、括弧で閉じるというのは私の一種の表現方法というか、作者の癖的なものに捉えていただけたらと思っております。これが誤解を招くおそれがあるのではないのかということの御指摘であれば、それはそのとおりでと思いますので、また委員長のほうとこれについては相談したいと思います。

もう一個、次に本市条例の倫理規程のお話をされましたけども、私の今までこの件にかかわらせていただいた中には、職員が大分この件で動いております。前段のところ書かせていただいた副市長以下ということで職員も充てているわけですから、これはそれには当たらないのかなと、一般の職員もかかわっている以上ですから。まして、これは副市長が単独でおやりになられているスタンドプレーの話じゃなくて、副市長が赤磐市行政を使っているからこそ百条

委員会が立ち上がっているわけなので、まさに副市長がというよりは赤磐市としてこれは職員が動いている以上、御指摘いただいている訓令違反ですね、というものに当たるのかなというふうに思ったりしております。

訓令のところに関しましては、御指摘ありがとうございます。気づいておりませんでしたので、委員長と相談をしまして対処したいと思います。

以上です。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私もあわせてですけれども、職員倫理規程のことが一般職しか規定していないという御指摘なんですけど、これは前提として性善説ですから、規程の中で問題を起こした場合誰がそれに対して指導するかというと、やっぱり三役しかないわけですから、三役も対象にっていうのにはならないので、当然この中では管理する側が問題を起こさないという前提の倫理規程ですから。だから、副市長や市長が犯してもいいのだという解釈は、通常法的な判断としてあり得ない。ですから、この問題については一般職だけが規定しているから副市長がということにはなじまないのではないかと御指摘は逆だと思っています。

○委員長（小田百合子君） 岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 法っていうのは、厳密に適用していった初めて有効性が保てるものであって、拡大解釈していけばどんなことでも広がっていきますから、そこはきちっと。ましてや、この経緯というのは公に出ているわけですから、直すべきことはきちっと直した上で、法というのは厳密に適用していただきたいなと思っております。

ですから、ぜひここは委員長、副委員長で検討して訂正文なりいろいろな形の厳密な適用というのをやっていただきたいと思います。

○委員長（小田百合子君） 承知しました。

そういうことで、次の日程に入ります。

○副委員長（佐々木雄司君） ごめんなさい、いいですか、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 済いません皆さん、1件御報告関係と皆さんにちょっと御検討いただきたいことがあるんですが、11月9日委員会がございました。この後、私が所属しておりますのが総務文教常任委員会なんですけど、この分の12月議会の議案の事前説明、この時間をとっていただいておりました。これに私と委員長であります北川委員長が出るような話になっておまして、担当部長は3階の応接室に上がって待ってたんですが、委員長のほうが来られないのでどちらにいらっしゃるのですかということでお尋ねをしました。2階にいるということで2階に行きましたら、委員長はどこにおりますかということ副市長の部屋におられたんです。副市長のお部屋におられたんで、委員長これからやりますから来てくださいねというような話

をしたら、結局来られなかったんでこちらのほうで事前の説明のほうは委員長不在でさせていただきます。何を申し上げたいのかといいましたら、我々この百条委員会というのは調査する側です。調査する側と調査を受ける側が密室でたびたび会っているというのは、私はこれは遺憾とするところで、百条委員会全体のクレディビリティを下げることだと思えます。改めてこの場で私は申し入れを行いたいんですが、北川委員そういうことをやめていただきたいんですが、これから。改めていただくことってできますかね。

○委員（北川勝義君） よろしいか。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 何を寝とぼけた話しょんじゃろうか、委員会の話と全然全く論外な話をしようって、これ。皆さん委員がそんな話しようって、きょうも実は9時に仕事を済ませて朝来ました、9時には。9時に来て教育委員会の打ち合わせをせにやおえんことがあったんで、やらせてもらおうと思って、終わった後にほかの対応があって、10時5分ぐらい前まで教育委員会の絡みで副市長室で打ち合わせをしょうりました。今、それを議長と副委員長に報告しました、こういうことも。

それから、その日のことを言わせていただいたら、やりたい打ち合わせというのを馬場総務部長が言うてこられたので、これも全然百条委員会に関係ねえことと言うてこられたときじゃけど、今佐々木副委員長が上へおられるから聞いてくれと、そしたら副委員長がなかなか、馬場部長に上がって聞いてください、上がったら、マスコミが来て対応するのがどうのこうのというてなかなかそういうことができなかった。それで、時間を待つのに、私も佐々木さんのためにずっと待つことはできません、終わって帰るとしたら待つて、ほんならどんならというたらこれじゃったら同じような協議事項じゃけんえんじゃねんかという話をして、佐々木さんにもよう説明しとってくださいというこって、ほんなそうしますというこって終わったんです。それで、おられて佐々木さんが入ってこられて憤慨して帰られて、やりよんですよとかなんとか言うて帰られた、それだけです。

以上です。

それとまたこれと、今改めてくれとかと言われよん、人の行動範囲のことを言われる。この間のときも百条委員会の中ではどっかの医者が電話をしてきた妨害とか、そんな話やこもしあるんじゃったらそういう医師を呼んでください、百条委員会へ、証人喚問で。そういなことをやってください。私がそういうこと百条委員会にならにやおえんのじゃったら、呼んでください。おかしげな話で、推論の何かようわけわからんのをやられたら、たまったもんじゃありませんのんで。私こんなことの百条しようってというんじゃったら、委員長に言わせてもらったあれじゃねえですけど、皆さんが総務文教委員会全員で決まったんで、どういう意図で言われよんかわかりませんから、嫌じゃったら来てくれな言やよろしいから、僕も別に進んで出とうてやりようるわけじゃありませんのんで、そこのところは言うてください。

○副委員長（佐々木雄司君）　じゃあ委員長。

○委員長（小田百合子君）　副委員長、最後です。

○副委員長（佐々木雄司君）　じゃあ、もう一度要請というかお願いをするんですが、やっぱり調査する側が調査を受ける側と密室でたびたび会うということは、市民の方々がごらんになられたときにどのように感じるのかということは御本人で御判断いただくよりほかはないと思うんです。

○委員（北川勝義君）　はい、わかりました。

委員長、よろしい。

○委員長（小田百合子君）　もう終わらしましょう。

○委員（北川勝義君）　関係ねえこと言わりようから言うのかな、言い切りで終わられたらたまったもんじゃねえから、ちょっと、よろしい。

○委員長（小田百合子君）　北川委員、最後です。

○委員（北川勝義君）　はい、ありがとうございます。

要らんことで時間をとらせて、私は悪いですけど、議員活動をやっていきよんで、あなたにどうこう言われる筋合いありません。あなたにいろいろなことで資格審査をこらえちやるから百条委員会に協力せえ、お土産を出せという話もありました、佐々木氏から。そのようなことをやられて、どういう意味かよくわかってください。

以上です。

○副委員長（佐々木雄司君）　はい、委員長。

○委員長（小田百合子君）　もう後で2人でゆっくりやってください。

○副委員長（佐々木雄司君）　いやいやいや委員長、動議です。委員長、動議です。

○委員長（小田百合子君）　もうやめましょう。

○副委員長（佐々木雄司君）　いや動議です、委員長。

○副議長（岡崎達義君）　やめましょう。

○委員長（小田百合子君）　次を12月22日の10時から……。

○副委員長（佐々木雄司君）　委員長。

○副議長（岡崎達義君）　もうやめてください。

○副委員長（佐々木雄司君）　委員長、動議です。

○委員長（小田百合子君）　この委員会の中でする必要はありません。

○副委員長（佐々木雄司君）　動議です。

○副議長（岡崎達義君）　委員会の趣旨から外れてますよ。趣旨から。

○副委員長（佐々木雄司君）　委員長が動議してくれないんだったら私を解任してください。動議です。

○委員（原田素代君）　ちょっと一言言わせてください。いいでしょうか、委員長。

- 委員長（小田百合子君） はい。
- 委員（原田素代君） 議論は尽くしてほしいですね。やっぱりこの委員会の後でバトルするようなことはしてほしくないの、委員会の中でつまびらかにしてください、私はそれを求めます。
- 副議長（岡崎達義君） 委員会に関係あることだったらいいけど、委員会に関係ない。
- 委員（原田素代君） 関係あることだからおっしゃってるんでしょ。
- 副委員長（佐々木雄司君） そうですよ。信用の問題です。
- 委員（原田素代君） だから、きちっと話をしてください。まだ時間ありますよ。
- 委員長（小田百合子君） 動議を受けてもよろしいか。
- 委員（北川勝義君） ちょっと委員長、動議じゃねえ、違う話……。
- 委員長（小田百合子君） 動議と言われましたから。原田さんが賛成されたんで。
- 委員（北川勝義君） 動議やこ、委員会にそんなルールがあるんか。委員会のルール……。
- 委員（原田素代君） 明らかにしましょう。
- 委員長（小田百合子君） 委員会の中にも動議があればいけます。
- 副議長（岡崎達義君） 必要ありません。
- 委員（北川勝義君） 動議があるというて、まあやってください。
- 委員（原田素代君） 聞きましょう。
- 委員長（小田百合子君） 聞きますか。
- 副議長（岡崎達義君） 百条委員会の中で、調査に関する以外は余り議論してほしくないと思います。きちっとした調査ができるという前提の上でこういう委員会が成立しているわけですから。それ以外のことで個人的な、こうだったああだったということは控えていただきたいと思います。そりゃお互いに言いたいことはたくさんあると思います。ですけど、百条委員会ですから。あくまで事務調査をしていくわけですから。そういう個人的なあつれきというのはこういう場へ持ち込んでほしくないと思います。
- 副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長、その反論をします。
- はい、委員長。
- 委員長（小田百合子君） はい、佐々木委員。
- 副委員長（佐々木雄司君） 真っ向から反論させていただきます。個人のあつれきではなくて、私はここで皆さんが一生懸命調査をする、そういったような者が調査を受ける市長や副市長やこういったようなところと密接に委員が、ここに委員としている以上、やっぱりそのところで密接にかかわるということは委員としてふさわしくないと思います。それは、仕事ですからかかわるようなこともあるでしょう、それは別に密室でかかわる必要もないわけでありまして、そういうようなことをおやめいただきたいと、それをおやめいただけないのであれば、もう委員会のほうから出ていっていただいていた方がいいんじゃないかなと、私は解任の動議を出した

いと思っております。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） 解任の動議が出たわけですがけれども、解任の権限はないと思います。

○委員（原田素代君） 意見です。

○委員長（小田百合子君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いわゆる倫理の問題ですから。それは、佐々木さんがおっしゃったのはそういうことは控えてくださいというふうにおっしゃったわけで、それに対してそんなことはおめえに言われる筋はないというふうに答えられるとちょっと問題かなと思うので。私は佐々木さんが北川委員を解任しろと言ったわけではなくて、そういう倫理上の問題は慎重にしてくださいと言って要望しているわけですから、そこは委員長のほうもそういうふうにとめていただければいいんじゃないですか、別に個人的な確執の問題ではないと思います。

○委員長（小田百合子君） ちょっと、このままエスカレートするといけませんので、強制的にこれで終わります。閉会します。

午前11時25分 閉会